

県立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

**広島県規則第四十五号**

**県立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則**

県立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十二年広島県条例第十八号）の施行期日は、平成二十二年四月一日とする。